

1. 「観光」について

(1) 「日本遺産」への認定申請について

① 認定申請内容の概要と今後の取組みについて

【答弁】

「日本遺産」は、歴史的魅力にあふれた、地域に点在する文化財を、一つのテーマのストーリーでつなぎ、総合的に保存、整備、活用しながら、国内外へ発信することにより、来訪者などを増やす等、地方創生、地域活性化を図ることを目的としております。

平成27年度に創設され、文化庁が窓口となり、これまでに全国で37件が認定されていますが、現在、大阪府内での認定はございません。

本市にとりましても、地域の活性化につながる制度であることから、申請できる状況を模索してまいりました。

本市には、楠妣庵観音寺や嶽山などの様々な、「楠木正成・正行」親子にゆかりのある史跡などがございます。このような状況があることから、「楠木正成・正行」親子をテーマに、関連する史跡などがある本市も含めた、河内長野市、千早赤阪村、四條畷市、島本町及び神戸市の関西6市町村が、この11月に事務担当者で構成する「日本遺産認定申請シリアル会議」の初会合において、平成29年度日本遺産認定に向け、連携して申請に取り組むこととなりました。現在、このシリアル会議で作業を進めているところでございます。

その内容及び概要、今後の取組みであります。1つのストーリーとして申請することが求められているため、先ほど述べました関西6市町村の関連する史跡などを結べるストーリーを作成するため、現在協議中であります。今後は、作成されたストーリーを構成する文化財の抽出、地域活性化を実行するための組織や事業計画を検討し、文化庁とも協議をしながら申請書に盛り込む作業を行なっていくこととなります。

平成29年2月に申請を行い、文化庁に設けられた「日本遺産審査委員会」の審査を経て、5月初旬には結果発表の予定となっております。

認定されますと、連携自治体で市民団体等も参加する実行協議体を発足し、具体的な事業を行うこととなります。

地方創生や地域活性化、来訪者の増加が見込まれるなど、シティーセールスに有効なことから、連携自治体はもとより、文化財課、商工観光課、都市魅力創生課をはじめ、庁内関連部局とも連携し、鋭意取り組んで参りたいと考えております。